

入札説明書

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
7水対第 61 号 令和7年度水道水源水質検査業務委託
- (2) 業務の仕様等
別添「令和7年度水道水源水質検査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和8年1月16日まで
- (4) 履行場所
長崎県内

2 日程表

告示日・公告日		7月 9日	
質問	提出期間	7月 9日	7月23日 (17:00)
	回答期限	7月25日	
資格審査	申請期間	7月 9日	7月18日 (17:00)
	結果通知期限	7月23日	
入札保証金免除申請書の提出期限		7月24日 (17:00)	
入札保証金納付申出書の提出期限		7月29日 (17:00)	
入札保証金の納付期限		7月31日	
入札（開札）の日時		8月 1日 (15:00)	

3 質問書の提出

当該入札の仕様書に関する質問については、日程表の提出期間に「質問書（別紙1）」にて提出すること。提出は郵送、持参又はFAX等によること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

（提出場所）長崎県県民生活環境部水環境対策課
（FAX）095-895-2568

※日程表の回答期限までに書面（FAX）で回答する。全参加者に関する事項は、長崎県県民生活環境部水環境対策課のホームページにも掲載する。

4 入札保証金

- (1) 見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を日程表の納付期限までに納付すること（落札者とならなかった場合は、入札（開札）終了後に口座振替にて還付する）。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

○保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

○入札日（開札日）の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、契約を証明するものとは、令和5年4月1日から入札日（開札日）の前日までに締結した契約書の写し等とする。

ついで、「種類をほぼ同じくする契約」については、その他の契約（「工事関係、船舶関係及び物品関係」以外の契約。）とする。

また、「規模をほぼ同じくする契約」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

- ア 3,000万円以上
- イ 3,000万円未満1,000万円以上
- ウ 1,000万円未満

(2) 納付の方法

- 「入札保証金納付申出書（別紙2）」を日程表の提出期限までに提出すること（郵送、持参又はFAX等）。
- 申出書を受け取り次第、納付書を送付するので、長崎県の公金取扱銀行において納付すること。
- 金融機関において納付する場合は、納付を確認するため、「入札保証金納付届出書（別紙3）」に金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを添えて、日程表の納付期限までに提出すること（郵送、持参又はFAX等）。

(3) 注意事項

- 納付書で金融機関において納付する以外に現金で納付することはできない。
- 入札保証保険契約締結の際は、業務名を記載するなど入札保証保険証書から当該業務が保証対象であることがわかるようにすること。なお、入札保証保険期間の終期は、入札日（開札日）から起算して5日目（県の休日を除く。）とすること。
- 入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5パーセント以上となる。例えば、1,000,000 円で入札する場合、消費税及び地方消費税を含むと 1,100,000 円となるため、入札保証金は 50,000 円以上ではなく 55,000 円以上となるので注意すること。入札保証金が 50,000 円の場合は、909,091 円までしか入札できず、1,000,000 円の入札は無効となる。
- 入札保証金の免除手続書類は、日程表の提出期限までに「入札保証金免除申請書（別紙4）」を提出すること（郵送、持参又はFAX等）。
- 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

5 契約保証金

- (1) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
- (2) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - 入札日（開札日）の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。
なお、履行を証明するものとは、令和5年4月1日から入札日（開札日）の前日までに履行完了した契約に係る契約書の写し及び発注者の「履行証明書（別紙5）」等とする。
ついで、「種類をほぼ同じくする契約」については、その他の契約（「工事関係、船舶関係及び物品関係」以外の契約。）とする。
また、「規模をほぼ同じくする契約」の判断は、契約金額に応じて、次の区分で提出すること。
 - ア 3,000 万円以上
 - イ 3,000 万円未満1,000 万円以上
 - ウ 1,000 万円未満

6 入札書の記載方法等

- 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。ただし、入札金額（首標金額）は訂正することができないこと。
- 入札書の提出後は、書換え、引換え及び撤回することができないこと。
- 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- 入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の提出済の印鑑を押印したものに限る。）を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

7 契約書の作成等

- (1) 落札通知を受けた日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に契約締結ができるよう手続を行い、契約書を提出すること。
- (2) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。